

出光興産 節電プログラム 2022 参加条件（高圧以上のお客様）

① 参加による特典について（国の節電プログラム促進事業）

国の節電プログラム促進事業により、当社または当社と契約する取次店のデマンドレスポンスサービスに参加表明頂ける方を対象に 200,000 円の参加表明特典をお支払いいたします。当特典は、法人または法人番号をお持ちの団体のお客様は複数小売電気事業者と契約している場合でも 1 団体当たりのお支払いとなります。個人または法人番号を持たない団体等のお客様は 1 需要場所当たりのお支払いとなります。参加表明頂いた後、当社より電気利用効率化促進対策事務局にお客様の情報を提供し、交付決定され次第お振込みをいたします。振込先口座は別途ご指定の口座といたします。

② 参加受付期間

2022 年 11 月 25 日（金）～2022 年 12 月 31 日（土）

③ 節電プログラム実施期間

2022 年 12 月 1 日（木）～2023 年 3 月 31 日（金）

④ 参加期間と節電プログラム参加開始日

申込日により、お客様が節電プログラムへの参加を開始する日は以下の通りとなります。節電プログラム実施期間が終了した後も特段の理由がない限り当社のデマンドレスポンスサービスは継続いたします。

申込日		節電プログラム参加開始日
自	至	
2022 年 11 月 25 日（金）	2022 年 12 月 2 日（金）	2022 年 12 月 15 日（木）
2022 年 12 月 3 日（土）	2022 年 12 月 16 日（金）	2022 年 12 月 29 日（木）
2022 年 12 月 17 日（土）	2022 年 12 月 31 日（土）	2023 年 1 月 19 日（木）

⑤ 節電達成によるインセンティブについて

デマンドレスポンスサービス規約に定めた方式により節電頂いた量 1kWh 当たり 5 円（税込）をインセンティブとして当社よりお支払いいたします。なお、当社都合により、インセンティブを増額する場合があります。この場合、節電要請メール内に、インセンティブ単価を記載します。

インセンティブは当月 1 日～月末までの節電実績に応じ、翌々月の電気料金から割引して還元します。

⑥ 参加できないお客様

以下のお客様は、本節電プログラムに参加できません。

1. 電気利用効率化促進対策事務局にて支払決定通知がなされなかったお客様
2. 公衆街路灯、太陽光発電設備用のパワーコンディショナ等の節電の余地が想定されないお客様
3. 当社デマンドレスポンスサービスを用いた節電プログラムへの参加表明や⑦の同意事項に同意いただけないお客様
4. 法人または法人番号をお持ちの団体のお客様で、他の小売電気事業者の節電プログラムに参加されたことのあるお客様
5. 個人または法人番号をお持ちでない団体のお客様で、同一の需要場所において他の小売電気事業者の節電プログラムに参加されたことのあるお客様
6. 国および独立行政法人

⑦ 本節電プログラム参加に際しての同意事項

本プログラムは、国の節電プログラム促進事業による補助金を受けて実施しますので、以下事項に同意を頂きます。

- ・プログラム参加者の個人情報（需給契約名義、住所、電話番号、契約番号、供給地点特定番号、電力使用量、法人名、法人番号）を本事業の事務業務に必要な範囲で電気利用効率化促進対策事務局へ提供すること。
- ・不正に特典を取得した可能性があると電気利用効率化促進対策事務局が判断した場合、当社を通じた参加状況等の確認依頼に速やかに応じること。
- ・不正に特典を取得したことにより、電気利用効率化促進対策事務局から、当社を通じた特典相当額の返還要請に速やかに応じること。
- ・国の定める特典の交付に関する条件に従うこと。国の節電プログラム促進事業による補助金の条件を満たさないことが判明した場合、特典は交付されず、また、既に交付された特典相当額の返還に応じること。